

適格退職年金契約の承認申請書(届出書)(注1)及び変更の承認申請書(届出書)(注2)

平成 年 月 日  国 税 庁 長 官 殿		年金指定(金銭)信託契約に係る定型的な契約書の認定事項		
		認定年月日	認定番号	届出番号
		適年	第 号	-
		特例適年	第 号	-
受託機関	本店又は主たる事務所の所在地	契 約 区 分		
	法人名	契 約 形 態		
	代表者の氏名	事 業 主 住所又は本店等の所在地 ( )		
	担当部長の氏名			
年金指定(金銭)信託契約に係る引受割合等		氏名又は法人名		
		資本又は出資の額	千円	
		業 種 目		
		電 話 番 号		
		厚生年金基金加入有無	有 ・ 無	
		決 算 期		法人設立年月日

年金指定(金銭)信託契約に係る承認の状況	契約締結日	平成 年 月 日	適年	承認年月日	平成 年 月 日	承認番号	
			特例適年		平成 年 月 日		
直前の契約変更日	承認の状況	平成 年 月 日	適年	承認年月日	平成 年 月 日	承認番号	
			特例適年		平成 年 月 日		

上記の適格退職年金契約について次の理由により変更したいので (注3)

変 更 理 由	
---------	--

規程変更日		平成 年 月 日			契約変更日		平成 年 月 日		
項 目		変 更 前				変 更 後			
加 入 者	加 入 資 格	1 勤続 年以上 で 年齢 歳以上 又は 2 即時				1 勤続 年以上 で 年齢 歳以上 又は 2 即時			
	加 入 状 況	使 用 人 数	加 格 入 者 数	加 者 入 数	使 用 人 数	加 格 入 者 数	加 者 入 数	人	人
掛 金 等	通 常 掛 金 等 積 立 方 式	1 到達年齢方式 2 加入年齢方式( 歳) 3 一時積立方式 4				1 到達年齢方式 2 加入年齢方式( 歳) 3 一時積立方式 4			
	掛 金 等 の 形 態	1 定額 2 給与に対する一定割合 3				1 定額 2 給与に対する一定割合 3			

項 目		変更前		変更後		
掛 金	過去勤務債務等の掛金等	管理方式	1 個別管理方式 2 一括管理方式		1 個別管理方式 2 一括管理方式	
		掛金等の形態	1 定額（1人単位・総額） 2 給与に対する一定割合 3 過去勤務債務等の現在額に対する一定割合		1 定額（1人単位・総額） 2 給与に対する一定割合 3 過去勤務債務等の現在額に対する一定割合	
		償却割合	年	%	年	%
	使用人掛金等の負担	有（負担割合 %） ・ 無		有（負担割合 %） ・ 無		
	標準者一人当たりの月額	通常掛金等	円	円	円	円
	過去勤務債務等の掛金等	円	円	円	円	
	計	円	円	円	円	
給付水準の状況	通常掛金額等	円	円	円	円	
	平均標準報酬額 上記の37/1,000 ①	円 円	円 円	円 円	円 円	
	通常掛金額等/①の割合	%	%	%	%	
給 付	選択一時金支給の有無		有（年金現価の %・保証期間） ・ 無		有（年金現価の %・保証期間） ・ 無	
	受 給	定 年 金				
		年 一 時 金				
	中 途 脱 退	年 金				
		一 時 金				
	遺 族	年 金				
		一 時 金				
	受給資格の判定		受給資格充足割合 % 判定基礎年齢 歳	受給資格充足割合 % 判定基礎年齢 歳		
	標準者の定年退職年金月額		円	円	円	円
	期 間		終 身 支給（年金現価総額の %） 年	保 証 年	終 身 支給（年金現価総額の %） 年	保 証 年

項 目		変 更 前					変 更 後				
基 礎 率	予 定 利 率	年複利 %					年複利 %				
	予 定 昇 給 率	1 平成 年 月 日現在の給与 2 不使用 3					1 平成 年 月 日現在の給与 2 不使用 3				
	予 定 脱 退 率	1 平成 年 月 日前 年間の実績の 2 経験予定脱退率 3	%				1 平成 年 月 日前 年間の実績の 2 経験予定脱退率 3	%			
	予 定 死 亡 率	第 回生命表 第 回簡速表	)の			%	第 回生命表 第 回簡速表	)の			%
	( 予 定 残 存 率 )	%					%				
再 計 算 の 時 期	年ごと (次回 平成 年 月)					年ごと (次回 平成 年 月)					
定 年 の 定 め	有	1 労働協約 第 条 2 就業規則 第 条	歳			有	1 労働協約 第 条 2 就業規則 第 条	歳			
	無	通常退職年齢				無	通常退職年齢				
基 準 給 与	定 め	第 条				定 め	第 条				
	内 訳					内 訳					
退 職 年 金 規 程 の 性 格	1 労働協約 (平成 . . ) 2 就業規則 (平成 . . )					1 労働協約 (平成 . . ) 2 就業規則 (平成 . . )					
退 職 年 金 規 程 と 退 職 年 金 規 程 と の 関 係	1 年金単給 2 退職金の外枠支給 3 退職金の内枠支給					1 年金単給 2 退職金の外枠支給 3 退職金の内枠支給					
共 同 委 託 契 約 の 状 況	会 社 名	設 立 年 月 日	持 株 割 合 %	加 入 者 数 人	厚 生 年 金 基 金 加 入 の 有 ・ 無	会 社 名	設 立 年 月 日	持 株 割 合 %	加 入 者 数 人	厚 生 年 金 基 金 加 入 の 有 ・ 無	
複 数 契 約 の 場 合 の 引 受 割 合 等											
事 業 主 へ の 金 返 還						有 ・ 無					
そ の 他 の 変 更 事 項											
特 記 事 項											



年金特定（金銭）信託契約の変更の状況

年金特定（金銭）信託契約に係る 定型的な契約書の認定事項		認定年月日	認定番号
	適年		第 号
			第 号
	特例適年		第 号
		第 号	

下記の適格退職年金契約について次の理由により変更したいので（注5）

変更理由										
届出番号	契約締結日		承認年月日		承認番号	直前の契約変更日		承認年月日		承認番号
	金融商品取引業者名				金融商品取引業者の登録番号			契約変更日		
-	平成 年 月 日	適年	平成 年 月 日			平成 年 月 日	適年	平成 年 月 日		
		特例適年	平成 年 月 日			平成 年 月 日	特例適年	平成 年 月 日		
			平成 年 月 日							
-	平成 年 月 日	適年	平成 年 月 日			平成 年 月 日	適年	平成 年 月 日		
		特例適年	平成 年 月 日			平成 年 月 日	特例適年	平成 年 月 日		
			平成 年 月 日							
-	平成 年 月 日	適年	平成 年 月 日			平成 年 月 日	適年	平成 年 月 日		
		特例適年	平成 年 月 日			平成 年 月 日	特例適年	平成 年 月 日		
			平成 年 月 日							
-	平成 年 月 日	適年	平成 年 月 日			平成 年 月 日	適年	平成 年 月 日		
		特例適年	平成 年 月 日			平成 年 月 日	特例適年	平成 年 月 日		
			平成 年 月 日							
-	平成 年 月 日	適年	平成 年 月 日			平成 年 月 日	適年	平成 年 月 日		
		特例適年	平成 年 月 日			平成 年 月 日	特例適年	平成 年 月 日		
			平成 年 月 日							

## 第2号の2様式の記載要領

1 この様式は、適格年金契約の変更と同時に、新たに締結した年金指定単契約又は年金特定契約について、適格年金契約の承認を受けようとする場合の申請又は届出をするときに使用します。

なお、この様式は、第1号様式及び第2号様式の記載要領に準じて記載し、年金特定契約に係るものについては、第2号の2様式付表1及び付表2を添付しますが、次の事項についても留意してください。

2 (注1)及び(注2)の部分は、申請書等の区分に応じ、それぞれ次のとおり記載します。

(1) 申請書として使用する場合

イ (注1)及び(注2)の部分は「承認申請書」とし、「届出書」の文言を抹消します。

なお、当該契約が特例適格年金契約の場合は、「適格退職年金契約の 及び変更の 」の前に「特例」と記載します。

ロ (注3)の部分は、変更の形態により次のとおり記載します。

(イ) 一般適格年金契約をその要件の範囲内で制度変更する場合

「法人税法施行令附則第17条第4項の規定により申請します。」

(ロ) 特例適格年金契約をその要件の範囲内で制度変更する場合

「法人税法施行令附則第17条第4項及び租税特別措置法施行令第39条の36第8項の規定により申請します。」

(ハ) 一般適格年金契約を制度変更したうえで特例適格年金契約として申請する場合

「法人税法施行令附則第17条第4項及び租税特別措置法施行令第39条の36第5項の規定により申請します。」

(ニ) 特例適格年金契約を制度変更したうえで一般適格年金契約として申請する場合

「法人税法施行令附則第17条第4項の規定により申請するとともに、租税特別措置法施行令第39条の36第9項の規定により特例適格退職年金契約に該当しないこととなったことを届出します。」

(ホ) 年金特定契約のみが既に締結されている場合において、新たに年金指定単契約が締結されたときには、「適格退職年金契約について次の理由により変更したので」を抹消し、その部分に「退職年金契約について法人税法施行令附則第17条」と記載し、続けて、当該契約が特例適格年金契約の場合には、「第1項及び租税特別措置法施行令第39条の36第5項の規定により承認の申請をします。」と、一般適格年金契約の場合には、「第1項の規定により承認の申請をします。」と記載します。

(2) 届出書として使用する場合

イ (注1)及び(注2)の部分は「届出書」とし、「承認申請書」の文言を抹消します。

なお、当該契約が特例適格年金契約の場合は、「適格退職年金契約の 及び変更の 」の前に「特例」と記載します。

ロ (注3)の部分は、変更の形態により次のとおり記載します。

(イ) 一般適格年金契約をその要件の範囲内で制度変更する場合

「法人税法施行令附則第17条第7項の規定により届出します。」

(ロ) 特例適格年金契約をその要件の範囲内で制度変更する場合

「法人税法施行令附則第17条第7項及び租税特別措置法施行令第39条の36第13項の規定により届出します。」

- (ハ) 一般適格年金契約を制度変更したうえで特例適格年金契約として届出をする場合

「法人税法施行令附則第17条第7項及び租税特別措置法施行令第39条の36第12項の規定により届出します。」

- (ニ) 特例適格年金契約を制度変更したうえで一般適格年金契約として届出する場合

「法人税法施行令附則第17条第7項の規定により届出するとともに租税特別措置法施行令第39条の36第9項の規定により特例適格退職年金契約に該当しないこととなったことを届出します。」

- (ホ) 特例適格年金契約について措令第39条の36第4項第1号又は第2号の要件を満たさないこととなった場合

(「変更したいので」を抹消し)「特例適格退職年金契約に該当しないこととなったので届出します。」

- (ハ) 年金特定契約のみが既に締結されている場合において、新たに年金指定単契約が締結されたときには、「適格退職年金契約について次の理由により変更したので」を抹消し、その部分に「退職年金契約について法人税法施行令附則第17条」と記載し、続けて、当該契約が特例適格年金契約の場合には、「第6項及び租税特別措置法施行令第39条の36第12項の規定により届出します。」と、一般適格年金契約の場合には、「第6項の規定により届出します。」と記載します。

- 3 「契約区分」欄は、契約区分の変更が行われている場合には、変更後の契約区分を本書きし、変更前の契約区分をカッコ書きします。

- 4 「契約形態」欄は、契約形態の変更が行われている場合には、変更後の契約形態を本書きし、変更前の契約形態をカッコ書きします。

- 5 「年金指定(金銭)信託契約に係る承認の状況」欄は、次のとおり記載します。なお、年金特定契約のみが既に締結されている場合において、新たに年金指定単契約が締結されたときの申請書等については、記載を要しないことに留意してください。

- (1) 「契約締結日」の各欄は、次のとおり記載します。

イ 事業主が、当初締結した適格年金契約に基づいて記載します。この場合、当該変更の申請書等を提出する受託機関が、当初契約締結時における契約当事者でないときは、「平成 年 月 日」欄の上部に当初契約締結時の受託機関(幹事受託機関)名をカッコ書きします。

ロ 「承認番号」の欄は、当該承認が、定型的な契約書によるものであった場合には、第1号様式の記載要領7の(2)の(注)による承認番号を記載します。

(注) 「適年」の「承認年月日」欄及び「承認番号」欄には、適格年金契約としての当初(新規契約)の承認年月日及び承認番号を記載し、「特例適年」の当該欄には、特例適格年金契約としての当初の承認年月日及び承認番号を記載します。

- (2) 「直前の契約変更日」の各欄は、次のとおり記載します。

前回の変更が「適格退職年金契約の変更の届出書」又は「適格退職年金契約の届出書及び変更の届出書」によっている場合には、これに基づいて記載します。

- 6 「変更理由」欄は、第2号様式に準じて記載しますが、年金特定契約のみが既に締結されている場合において、新たに年金指定単契約が締結されたときの申請書等については記載を要しない

ことに留意してください。

- 7 「契約変更日」欄は、年金指定単契約に係る契約変更日を記載します。なお、年金特定契約のみが既に締結されている場合において、新たに年金指定単契約が締結された場合の申請書等については、「契約変更日」部分を二重線で抹消し、その上段に「契約締結日」と記載するとともに当該契約締結日を記載します。

## 第2号の2様式付表1及び付表2の記載要領

- 1 これらの様式は、適格年金契約の変更と同時に、新たに締結した年金指定単契約又は年金特定契約について、適格年金契約の承認を受けようとする場合の申請又は届出をするときに使用し、第2号の2様式に添付してください。
- 2 第2号の2様式付表1「年金特定（金銭）信託契約の新規契約の状況」は、新規の年金特定契約について、第1号様式付表に準じて記載します。なお、（注4）部分は、第1号様式付表の（注3）部分の記載要領に準じて記載します。
- 3 第2号の2様式付表2「年金特定（金銭）信託契約の変更の状況」は、年金特定契約の変更について、第2号様式付表に準じて記載します。なお、（注5）部分は、第2号様式付表の（注3）部分の記載要領に準じて記載します。